



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2021年4月28日（水）

愛知県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 寺澤、富樫
内線 5031・5036
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2021年4月号 (No. 394) ＞

出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとしたFX(外国為替証拠金)取引への勧誘に要注意！

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、FX（外国為替証拠金）取引に関する相談が、2020年度は96件と、2019年度の42件から大幅に増加しています。特に、出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとしたFX取引に関する相談が数多く寄せられています。

※相談件数は、愛知県及び市町村がPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録した相談データ（2021年4月23日現在）に基づき集計したものです。

特徴

- 出会い系サイトやマッチングアプリ等で知り合った人物から、海外のFX取引を勧められ、指定された口座に入金させられます。その後、出金しようとしても出金できなくなるだけでなく、知り合った人物や事業者と音信不通になるケースが多く見られます。
- 中には、利益が出ているように見せかけるなど、成功体験を積み重ねた上で、高額投資に誘導する事例や、出金を申し出ると、税金や手数料として、更に高額の入金を要求するものもあります。
- また、取引用の新たな口座を開設するよう促され、免許証など身分証明書のコピーを提供した結果、個人情報の悪用が懸念されるケースも見られます。

アドバイス

- 日本に居住する人に対してFX取引を行うには、**金融商品取引業の登録が必要**です。取引を始める前に、取引の相手が登録を受けている業者であることを必ず確認しましょう。金融庁のWebサイト*で、登録を受けている業者や無登録で金融商品取引業を行ったとして警告書を発出した業者を確認することができます。
*金融庁「外国為替証拠金取引について」<https://www.fsa.go.jp/ordinary/iwagai/>
- 投資はリスクが伴うものです。「必ず儲かる」などの怪しい勧誘はきっぱりと断るようにしましょう。
- SNSで知り合った相手からの紹介だとしても、面識のない相手に対して、個人情報を安易に提供しないようにしましょう。
- 不審に思った場合、トラブルに遭った場合は、「消費者ホットライン☎188」に早めに相談しましょう。

◇ 消費者ホットライン☎188（いやや！）

※身近な消費生活相談窓口につながります。